

175-参-予算委員会-2号 平成22年08月05日

※平成22年度予算への総括質疑

○辻泰弘君 皆様、おはようございます。民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。昨日の櫻井議員の質疑に関連いたしまして、質問をさせていただきます。

言うまでもございませんけれども、内政、外交の諸課題、山積しているところでございますけれども、総理もおっしゃっておられますけれども、だれがやっても難しい問題ばかりと、このように思います。また、新たに民主党として公約をした実現すべき公約もまたあるわけございまして、総理以下、各閣僚の皆さん方におかれましては本当に御努力、御奮闘いただいておりますことを、心から敬意を表し、エールを送る思いで御質問をさせていただきたいと、このように思う次第でございます。

昨日までの国会審議におきまして、菅総理のことについて、野党のころは好きだったというふうな話もございましたけれども、今日は野党時代に戻っていただいて、奥様の名前にちなんで、伸子さんという名前にちなんだように伸び伸びと御答弁を賜ればと、このように思う次第でございます。

さて、それでは、冒頭、今後の政策運営、国会対応等につきまして御所見を賜りたいと思います。

さきの参議院選挙で私ども民主党、残念ながら敗北を喫したわけでございますけれども、その中でねじれ国会と言われる状況ができたわけでございます。これにつきまして総理は、ねじれ国会をマイナスにとらえずに与野党合意の政策実行が可能になると前向きに受け止めたいと、このような御意向も示されているわけですが、今後のいわゆるねじれ国会における政策運営について御見解をまず賜りたいと思います。

○内閣総理大臣（菅直人君） 冒頭、伸び伸びと発言をしろということでありまして、元気で御質問に答えてまいりたいと思っております。

今回の参議院選挙で、民主党、大変厳しい結果になったこと、特に民主党の皆さんには、私の発言もあってそうなったことについては両院総会でもおわびを申し上げたところであります。そして生まれたこの参議院における与野党逆転、いわゆるねじれ国会ということになりました。これまでも何度かねじれ国会というものを、立場はそれぞれ違う中で経験をいたしております。

私は、ねじれ国会というのは、マイナスばかり強調されるところがありますけれども、逆説的に言えば、与野党が合意をしなければ法案が通らない、逆に言えば与野党が合意したものが国会で決まっていくということで、それまで、たとえ与党が多少多数であってもなかなか越えていけないような大きな課題を与野党合意の中で越えていくことができるという意味では、そうした大きな可能性も持っていると思っております。

私の経験で一つだけ申し上げますと、一九九八年、小渕内閣が誕生したときに、当時の民主党を中心とした野党が参議院で過半数を占めました。そして、ちょうど長銀、日債銀が破綻寸前という金融危機の真ただ中にありました。そのとき、民主党を中心に野党で一時国有化という内容を含んだ金融再生法を提出をいたしまして、最終的には小渕総理、時の自民党がそれを全面的に受け入れられ、法案が成立をして、日本発の金融恐慌を防ぐことができた、こういう経緯がありました。

当時、私、民主党の代表で、いろんな議論があった中で、特に金融危機という大変緊迫した状況でもありまして、まさに国民の生活が第一だと、政局的な判断、全くなかったわけではありませんが、それよりも国民生活を大事にしたいということで、そうした形の国会での運営について進めたところでもあります。

そういった意味で、今日置かれている今の我が国の状況は金融危機といった形とは若干違いますけれども、ある意味ではそれに勝るとも劣らない大きな課題を幾つも抱えているところでもあります。

そういった意味で、この参議院、衆議院での与野党の議論あるいは野党の皆さんの議論が、国民の生活、国民のためにという共通の目標を持っていれば私は合意形成は決してできないことではない。もちろん、与党として、政府として真摯に野党の皆さんの声にも耳を傾けるという姿勢を前提としてそのように思っております、是非これからの国会運営の中でそうした実りある国会になっていくことを私の方からも心からお願いを申し上げたい、このように思っております。

○辻泰弘君　それで、今後、来年度予算編成というのがやはり大きな政策課題になってくるわけでございますけれども、これにつきまして、総理はさきに、場合によっては野党の意見も入れて実現したいと、こういった御意向の表明もあったわけですが、この点について御見解をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣（菅直人君）　基本的には、予算案というのは政府の責任でそれを予算案としてまとめることになっているわけですが、そういう中で、国会の議論で、この三日間の議論の中でもこういうことについては特に重視すべきだという御意見などをいただいております。そういったものを真摯に受け止めさせていただいて、予算編成の中には、野党の皆さんのそういった国会などでの意見も十分耳を傾けながら予算編成の一つの参考にさせていただきたい、そういう趣旨で申し上げたところでもあります。

○辻泰弘君　玄葉大臣は党の政調会長と公務員制度改革担当大臣の任にあられるわけですが、玄葉大臣は、来年度予算についてベストだと思ったものを提案するが、修正の可能性を排除してはいけないと発言をされておりました。

総理として、今の話の延長になるわけですが、先のことではありますけれども、ある面、予算修正も排除せずと、こういったお気持ちはおありでしょうか。

○内閣総理大臣（菅直人君） 予算そのものは衆議院での決定が参議院で否決されたとしても優先される仕組みにはなっておりますけれども、関連する法案については衆参で賛同をいただかなければ成立がしないわけでありまして、そういう意味で、予算を執行することを考えた上でも、やはり重要な課題においては与野党の少なくとも多数の方の賛同がなければ予算執行も困難になることが予想されますので、そういった意味で、玄葉大臣の言われたのは、そういうことも見通した中では、予算そのものを、作る段階でもいろいろ耳を傾けたいと思っておりますが、その質疑の中で柔軟に対応しようという御意見だと思います。

今の段階から、まだ予算が編成される前から修正ということを私の立場で申し上げるのはまだややその段階ではないかと思っておりますが、そういう姿勢で臨むということは私も共通であります。

○辻泰弘君 お気持ちを受け止めさせていただきたいと思っております。

それで、もう一つ、当面の対応として追加的な景気対策、補正予算を求める提案などもあるわけですが、この点をどのように総理はお考えか、また、そのことについて野党の意見も聞きながら作っていくという、そういったことは視野に入っているか、そこをお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣（菅直人君） 景気全般の状況は、一般的に言えば着実に持ち直してきているという見方が一般的であります。しかし失業率はまだまだ高水準にある、あるいは諸外国の状況も決して楽観できない、そういうふうに見ております。そういった意味で、何らかの対応の必要があるかどうか、景気に、常にその動向を注目しながら見ていかなければならない。この今年度の予算には、経済・景気対策のための予備費も大きく積んでありますので、そういうことも含めてそうした場合に備えた措置もとられておりますので、この景気の動向を常に注視して対応に誤りなきようにしていきたいと、こう考えております。

○辻泰弘君 そこで、基本的なことをお伺いしたいと思うんですけれども、何々主義というのはなかなかはやらなくなった時世でもございますけれども、しかし、やはり私は政治には政策理念、哲学あるいは座標軸といいますか、確たる視座といいますか、そういったものが根本にやはりあるべきだと思っております。

総理はかねがね最小不幸社会ということをおっしゃってきて、財務大臣のときに私はこの場でもお聞きしたことがございますけれども、改めて拝見しますと、平成十五年に、民主党代表の菅直人代表の時代に、政治権力は人の生死をも左右する強制力を伴うものだけに、その行使は人々の不幸の原因を最小化することを目的とすべきであると、こういったことをおっしゃっておられまして、私は非常に格調高いものがあると、このように思っているわけですが、昨日や先般の御議論でも、最小不幸という言葉自体が何か後ろ向きで否定的で暗いんじゃないかというふうな指摘もあったわけがございますけれども、しかし、私は大事なことをおっしゃっ

ているとっております。

いずれにいたしましても、やはり今後の社会像と申しますか、将来ビジョンと申しますか、政策理念と申しますか、そういった基本的な言葉に表されるものはあって私はしかるべきだと思っているんですけれども、改めて総理のその点についての御見解をお伺いしたいと思っております。

○内閣総理大臣（菅直人君） 私の従来から申し上げている最小不幸社会ということについてお触れをいただきました。

いろいろな機会に申し上げているので、すべて同じ表現にはなっていないかもしれませんが、実は私がそのことを考えたのは、学生時代にいろいろ将来の理想を議論する、あるいはイデオロギーを議論するような場面がありました。そのときに、これこそが正しいんだと、こういう社会こそが人間の幸せなんだと、そういうことを強く主張される方もありましたけれども、往々にしてそのことが、後の歴史で見ると決してそうではないこともあるわけでありまして。

そういった意味で、私は、政治というのは、個人個人の幸福についてはそれぞれのある意味での価値観、例えば音楽を聴いているのが一番大好きだとか、山登りが一番大好きだとかいろいろな価値観がある中で、これがあなたの幸せですということ、これを強制的に押し付けるのは本来の政治のあるべき姿ではないだろうと。逆に言えば、幸福実現のためにいろんなことを個人個人が努力をすることにその妨げになること、あるいはその本人の責任では越えられない問題、そういった問題、つまりは不幸になる要素を最小化することが私は政治の責任、政治の役割ではないか、そういう意味で申し上げたところであります。

やや消極的に聞こえるかもしれませんが、私はそうではない。例えば、戦争という問題は多くの人を個人個人の立場を超えて不幸にする最大の出来事というか事柄ではありますが、これも政治の力で止めていくことももちろんあるわけでありまして、そういった意味で私が考える一つの考え方でありまして。

加えて申し上げますと、近年そういった中で個人個人が非常に孤立化している、家庭から地域から。場合によっては、かつては職場でも仲間意識が非常に強かったわけですが、孤立化していて、非常に痛ましい事件、いろんなことが起きております。そういう意味では、この孤立化というのもなかなか一人ではそれを解決することはできないわけでありまして、そうした意味で、鳩山前総理も重要視されておりましたけれども、だれもが居場所や出番がある、そういう社会を目指していきたい、このことも併せて申し上げておきたいと思っております。

○辻泰弘君 実は、この最小不幸社会につきましては当時から、さして話題にならずに終わったがこのままではもったいないと、このように言われておりました、大事な部分をおっしゃっていただいていると思っておりますので、ネーミングのことはあるかもしれませんが、そのような思いを今後とも積極的に発信していただきたいと思っております。

ちなみに、新成長戦略では「人間のための経済社会」という言葉を使っておるんですけど、私はそれが気に入っております、「人間のための経済社会」を世界に発信する。」というふうに新成長戦略で、いささか大仰ではありますけど言っておられまして、そういったことも大事だと思っております。

そこで、具体的にお伺いいたしますけれども、重点政策課題は何かとかねてより議論がございますけれども、国民の要望ということでいいますと、いろいろ世論調査を見ますと、大体、景気、雇用が五〇%強、年金、医療、介護が五〇%近くと、こんなことも出ているわけがございますけれども、菅内閣における重点政策課題、もちろん予算編成というのはもちろんそういうことがあるわけですが、ジャンル、政策の分野という意味合いにおいて御見解をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣（菅直人君） まず、国民の生活が第一という今年の政権交代のときのマニフェスト、さらに今回の参議院選挙で掲げました元気な日本を復活させる、この二つの基本的な方向性をいかにすれば実現ができるか、このことを政策課題として考えてまいりたいと思っております。

その中で、選挙のときには強い経済、強い財政、強い社会保障と申し上げましたが、それを少し言い換えまして、経済成長改革、そして財政健全化改革、そして社会保障改革のこの三大改革を一体的に進めることが必要だと、このように思っております。

その中で、具体的な政策手段としては、まず予算編成においてこの三つの課題が前進するような予算を作っていきたい。特にその中では、まず雇用の拡大というものを重視し、それによってデフレの脱却、さらには経済の成長、そういうものにつなげていく、こういうことに重点を一つ置きたいと考えております。

また、社会保障の充実については、これはまた議論がほかの場面でもあるかもしれませんが、この十年余り社会保障に関する費用は増大をしているわけですが、残念ながらそれを賄えるだけの税収の増大がないために、いわゆる赤字国債がどんどん出すことが恒常化してしまっております。そういう意味では、この社会保障の問題は財源と一体で議論をしていくことが必要であろうと思っております。

そして、何よりもその前提となるのは無駄の削減であります。これは、まさに我が党にとっては一丁目一番地とも言える問題でありまして、これから事業仕分も特別会計を含んでより積極的にやっていかなければならないと思っております。

そういった意味で、経済成長と財政健全化とこの社会保障改革というのをどのようないい循環にしていけることができるのか、これについてこういった予算委員会の場の議論も含めて進めていきたい。私は、やはり雇用というものをまず重視することがそれにつながるのではないかと、このような考え方を基本的に持っております。

○辻泰弘君 今の総理の御答弁にも出ていたわけですがけれども、私は、やはり大きく言えば福祉国家は今後とも推進していきたいという思いを持ちますけれども、社

会保障の充実強化を考える、そして今の日本の財政を考える、こういったことを考えつつ、また、国際的な社会保障負担等々を考えますときに、やはり政治の場ではなかなか厳しいといえますか、つらいことでありますけれども、国民の皆さん方にいわゆる税・社会保障負担、一般的に言う国民負担をある程度引き上げていかざるを得ないということはやはりメッセージとして説明をし、御理解を求めていくということが大事だと思っております。個別に何税をどうするか、社会保険料をどうするかという個別のことは、もちろんそのこともあるわけですが、大きくそのことは大事だと思っております。

そういった意味で、お持ちでしたら、国際的な比較もある程度付言していただきながら、やはりそのことについての総理の御見解をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣（菅直人君） 今、福祉国家というか、そういう言葉を使われましてけれども、私の表現で言えば、負担はある程度必要だけれども、だれもが安心できる活力ある社会を目指すのか、それとも、負担は小さいけれども、格差が大きくて多くの人にとって不安な社会を甘受するのか、私はそういう一つの区分けを私なりにしてみました。私としては、やはりある程度の負担は必要だけれども、だれもが安心でき活力のある社会、私もかつて福祉国家とか福祉社会という言葉を使ったこともありますけれども、こういう社会を目指すべきだと、このように思っております。

その中で、国民負担という言葉、これは今税調の専門家会議の座長をお願いしている神野先生は、負担というよりも分かち合い、分担ではないかということをよく言われます。私も、この社会保障の場合は、もちろん無駄は削らなきゃいけないけれども、負担と給付、それを分担と給付と言ってもいいと思いますが、その関係性がかなり直接的な関係にありまして、やはり国民が安心できる水準の社会保障を実現するためにはそれなりの分担を国民の皆さんに御理解をいただかなければならない。

そのことの段取りなどが必ずしもさきの参議院選挙では十分でなかったという反省はありますけれども、しかし、その本質的なところは、そうした形で、特に社会保障の分野については、国民の御理解をいただく中で国民の皆さんが安心できる社会を構築していく、その考えには私もいささかも変わりはありません。

○辻泰弘君 それで、マニフェストの推進、民主党の政策公約についてのことをお伺いしたいと思うんですけども、去年のあるマスコミの調査によりますと、いわゆる民主党の掲げた公約、政策方針、マニフェストについてですが、必ず守るべきだ、九%、状況に応じて柔軟に実行すべきだ、五〇・六%、最大限努力すべきだが守れないものが出て仕方がない、三八・八%という結果が出ておりました。

私、これは私見になりますけれども、やはりこういった国民の意向も踏まえつつ、今後のマニフェストの推進に当たっては、その具体的政策に対する国民的な意向、また財政状況等も勘案してやっぱり進めていくべきだし、進めていくしかない、

このように私個人は思っておりますけれども、このことについて総理はいかがお考えでしょうか。

○内閣総理大臣（菅直人君） 昨年の衆議院選挙におけるマニフェストで多くの課題を掲げました。私は、やはり基本はこのマニフェストを誠実に実行していくことに最大限の努力を続けるべきだと、こう考えております。四年間という一応衆議院の任期の中での実現ということを考えてお約束をしたわけです。

しかし同時に、確かにおっしゃるように、じゃ、すべてが一〇〇%実行ができるかどうかということについて、例えば、子ども手当の今年度から来年度に向けての議論も進んでおりまして、そういう中では、まだ結論は出ておりませんが、現金給付がいいのか、保育所の増設など現物給付がいいのかといったような問題を含めて、これは国民の皆さんの声も改めて聞きながら、どうしても変更せざるを得ないときには丁寧に国民の皆さんに御理解をいただけるよう説明をしていく、こういう姿勢で誠実に実現を目指していくという原則は守っていくべきだと、こう考えております。

○辻泰弘君 もとよりマニフェストは大事でございますので、その実現の方向性で取り組むということだと私は思っております。

さて、政権交代十一か月が経過したわけでございますけれども、これまで総理もおっしゃったように生活第一ということで方針を掲げて今日に至っているわけですが、この十一か月間の成果といいますか、それについて簡単に結構ですので総理からちょっと総括的にお話をいただきたいと思っております。

○内閣総理大臣（菅直人君） 多少具体的に申し上げますと、マニフェストの中では多くの課題を掲げておりますけれども、一つは、今年度の予算編成の中で公共事業関係の費用が一八%削減し、一方で社会保障関係は一〇%増、教育関係も五%増という、こういう予算を今年度編成をいたしました。こうした大きな財政配分、予算配分の転換ができたのは、私はやはり政権交代があったからだと言って決して間違いではないと思っております。

そういった中で、子ども手当については初年度月一万三千元というものを実施をし、また高校の実質無償化を既に実現をいたしております。さらに、少し細かいところではありますが、生活保護の母子加算の復活、あるいは父子家庭への児童扶養手当の支給、奨学金制度の拡充、医師不足の解消など、さらに保育サービスの拡充といった国民生活のためのきめ細かい政策も実施してまいりました。また、農業についても戸別所得補償をスタートし、高速道路の無料化も実験的取組が開始をされております。

何割とかという数字はなかなか難しいかもしれませんが、全体としては七割程度のことは取り組み、前進をしていると言っても決して私は言い過ぎではないと、このように思っております。

○辻泰弘君　そこで、具体的に最近政府として講じられた対策、直面された諸問題についてお伺いしていきたくと思います。若干時間の関係で足早に行かせていただきたいと思っておりますけれども。

まず、昨日も議論がございました口蹄疫の問題でございます。

農水大臣にお伺いしたいと思っておりますけれども、まず今回の口蹄疫問題に対する国、地方のこれまでの取組について、それぞれの反省すべき点も含めて総括的に御所見をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣（山田正彦君）　辻委員にお答えします。

今回の口蹄疫は、昨日も少し話しましたが、三月の中旬にはもうウイルスが入ってきておって、農水省が報告を受けた四月二十日以前には十農場でもう発生しておった。そんな中で、非常にあれだけの感染拡大を見たのは、埋却地がなかった、いわゆる畜産形態が密飼いになってしまっておったということも大きな原因じゃなかったかと、そう思っております。

そんな中で、七万頭からのいわゆるウイルスを発散する患畜、疑似患畜をそのまま放置してしまって、これまで前例にないワクチン接種という政治決断して封じ込め、国としても図った。そのために最終的に二十九万頭という牛豚を皆さんが殺処分せざるを得なかった重い結果になったわけですが、でも当時の勢いからしますと、都城、鹿児島、九州の畜産まで危うくなりそうでしたが、まさに農家の皆さんとか県とか市とか、あるいは機動隊あるいは警察、自衛隊、自衛隊の皆さん方が大変頑張ってくれて、全国から獣医師さんも毎日百人から百二十人集まっていたいただきまして、そうして本当に封じ込めることができた。皆さんも本当に一致結束してやれたと。本当に大変これで大きな犠牲を払ったけど大きにいろんなことを我々教訓として受けることができた、そう思っているところです。

○辻泰弘君　私、山田大臣が、五頭でしたか、最後に殺処分するということに涙をこらえて記者会見をされていたのが本当に印象的で、本当に思いを込めて、熱意を込めて取り組んでおられたなというのを実感しておるわけでございますけれども、御努力に敬意を表する次第でございます。

そして同時に、地域経済再建のための基金を創設する、また家畜伝染病予防法の改正をすべきだと、こういった御見解も示されているわけですが、その具体化について御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（山田正彦君）　畜産農家の皆さん方には今、仮払い、概算払、進んでおるんですけれども、その周りの商店街の皆さん方が八割も売上げが減少したとか、非常な打撃というか、いろんなトラック業界とかいろんな関連産業が、観光産業も含めて打撃を受けています。

今朝も、先ほど直嶋経済産業大臣ともお話ししたんですが、そういった人たちに対する経済産業省からも一種のファンドとかクーポン券をお盆前にやりたいとい



うお話でしたが、そういったものを、今日総務省の原口大臣もいらっしゃいますが、官邸の菅総理の指示の下、一つの基金を創設してその運用益でそういったきめ細かい対策ができるように図っていければと思っております。

もう一つ目のいわゆる家伝法の改正に伴う等々の件ですが、今回特措法を急遽作っていただきました。しかし、特措法でも最終的にはなかなか殺処分が代執行しなければできないとかいろんな問題も呈しましたので、やはりこれから本当に今度は家伝法を抜本的に改正して、そしてこのような口蹄疫、例えば韓国ではA型が一月に発生して三月にO型が発生する。もう中国も、東アジアは全部猛威振るっていますから、またいつどこで発生するか分からない。そのときに迎えて、国が責任を持って危機管理をやる。もう自治体じゃなく国が前面に出てやるという形での対応、指針、そういったものを、今第三者委員会の検証を待って、来年、通常国会にて家伝法の抜本改正に是非与野党一緒になって検討させていただき、国家的危機管理に備えたいと、そう考えているところです。

どうかよろしくお願いいたします。

○辻泰弘君 今大臣おっしゃいましたように、人と物の交流がますます活発化する中で、いつまた発生があってもおかしくないという状況でございますので、予防対策に万全を期すように改めてお願いをしておきたいと思っております。

次に、豪雨の問題について防災大臣にお伺いしたいと思っております。

今年は非常にゲリラ的豪雨が頻発して被害が拡大したということがございました。このような状況の中で、中井大臣がこの三日、被災者生活再建支援制度について救済対象が二倍になる要件の緩和を発表されたわけでございます。大変大きな政策の前進ということで高く評価させていただきたいと思っておりますが、今回の支給要件の緩和について、その内容と実施時期等御説明をいただきたいと思っております。

○国務大臣（中井洽君） 今回のいわゆる局地的ゲリラ豪雨で各地区でお亡くなりになった方々の御冥福をお祈りし、また被害に遭われた方々や地域の皆さんに心からお見舞いを申し上げ、政府といたしましてもできる限りのお手伝いをしたいと考えているところでございます。岐阜県を視察をいただきました総理からも、官邸におきまして、できる限りお手伝いできる道を考えてくれと、こういう強い御要請がございました。

しかし、各地に転々と被害が広がっている中で、例えば被災者生活再建支援制度を適用しようとしても、広島県の庄原だけと、こういう状況でございます。したがって、少し工夫をいたしまして、災害救助法が適用されているところは庄原と、また山口県の山陽小野田市、小野田市は床上浸水が多かったものですから適用されました。これが、二つ以上の県があるということを条件に、全壊のお家が二つ以上あるところはお救いする、ただ人口制限は付けると、こういう形で話合いが政府内で終わりました、この結果、従来の庄原だけじゃなしに、各地域の全壊、半壊のお家、少しお手伝いができる、激励ができると考えております。都道府県知事

会等と早急に話し合いをいたしまして、できる限り早く政令改正をして適用をしていきたい、そしてお家をなくされた方々に激励をしたい、このように考えております。

○辻泰弘君 同時に、激甚災害の指定という課題があるわけでございますけれども、これにつきましては、農地等の被害は激甚災指定が見込まれているわけですが、河川、道路などの復旧事業については、要件が自治体の税収入との見合いで決められるということになっている関係上、なかなか指定されない、されにくいという現状があるということでございます。

そういった意味で、今後、激甚災害の指定要件について見直しを行って、財政状況が厳しい自治体に対しての迅速な支援ができるようにしていくべきじゃないかと思うんですけれども、大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣（中井洽君） これも辻議員のお話のとおりだと私も考えています。

今、被害額、被害状況等、各地方自治体から上がっている最中でございます。この数値を少し見させていただきますと、お話ありましたように、農地関係におきましては激甚指定というのが数字的には積み重なってくると考えておりますが、公共事業各方面の額が激甚指定の数字に達するか、あるいはまた税収入との関係等を見るとなかなか厳しい状況かなと心配をいたしております。

地方自治体も大変財政厳しい環境と。また、今回のように、本当に局地的に全国被害が出るというのは珍しいケースではございますが、今後こういうケースも出てくる。そうすると、今の激甚指定のやり方では到底適用ができない法と現実との乖離がある、ここを現実的に適用ができるような改正をやるべきではないかと考えておまして、先ほど申し上げました再建支援法の政令改定等の問題が片を付きましたら、挙げて取り組んでいきたいと考えております。

民主党、与党におかれましても、また各党派、会派におかれましても、是非御協力のほどをお願いいたします。

○辻泰弘君 超党派的な取組が必要な問題でございますので、今後とも大臣にもお取り組みをお願い申し上げますとともに、私どももお手伝いをさせていただきたいと、このように申し上げておきたいと思っております。

さて次に、学校校舎の耐震化のことでお伺いしておきたいと思っております。

この問題は、一月、三月の予算委員会で私もお伺いをいたしまして、当時の財務大臣であられた総理にも御答弁をいただき、精いっぱい頑張りますという御答弁をいただいていた流れがあったわけですが、その後、総理、財務大臣、文科大臣も取り組んでいただきまして、経済危機対応・地域活性化予備費の取崩しといたしますか、充当によって夏休みに間に合うような対応をいただいたわけでございますけれども、この予備費充当の経緯について財務大臣から、簡潔で結構でございますので御説明をいただきたいと思います。

○**国務大臣**（野田佳彦君） 御答弁申し上げます。

辻議員の熱心な委員会での御質疑、あるいは各党の御理解もございまして、公立学校施設の耐震化及び老朽化対策に要する経費につきまして、夏休みを利用して工事ができるよう経済危機対応・地域活性化予備費を活用し、本年六月十八日に八百十八億円を措置したところでございます。

○**辻泰弘君** そのことにつきましては、総理にも財務大臣にも文科大臣にも大変御尽力いただきましたことを改めてお礼を申し上げておきたいと思いますが、そのような御対応をいただきつつも、まだ耐震化が遅れているところもあろうかと思いますが、現時点での耐震化の状況と、この予備費を執行した後の耐震化の見通し、このことについて文科大臣から御説明をお願いします。

○**国務大臣**（川端達夫君） この予算委員会での辻委員の御指摘、あるいは各党のそれぞれの代表者の皆さんからも、衆参の委員会等々でも耐震化に対しての御質疑がございました。

そういう状況の中で、今財務大臣申しましたように手当てをいたしました、平成二十二年度当初予算のみならず経済危機対応・地域活性化予算枠を活用して、公立小中学校の耐震化に関しましては、地方公共団体が本年度に計画しているすべて、約四千三百棟について予算措置をいたしました。つきましては、今夏休み中でありますので、それもほとんど夏休みに可能な、授業に支障を与えるような工事は今やっているという状況で対応しております。

このうち、今、経済危機対応・地域活性化予備費は八百十八億円ということで、小中学校分として約二千百棟分を充当しました。その結果、この予算がすべて執行された本年度を終わりますと、小中学校の耐震化率は約八一%となる見込みであります。

来年度予算の概算要求、これからでございますけれども、いわゆる子供の時間のほとんどを過ごす学校での安全はもう基本中の基本でもありますし、同時に、安全、安心の確保という観点を含めましてしっかりと対応するように最大の努力をしてみたいと思っております。

○**辻泰弘君** そこで、今概算要求に向けてのお取組が進んでいるわけですが、元気な日本復活特別枠と、こういうのがあるわけですが、この特別枠には国民生活の安定、安全ということと経済成長の実現などに資する経費が対象とされると、こういうことになっているわけでございます。この学校の耐震化は、もちろん安全ということもありますけれども、同時に、そういった事業は疲弊した地域経済の活性化にも効果的であるという面も併せ持っていることも事実でございまして、そういった意味で、この特別枠にまさに当てはまるものではないかと私は考えるところでございます。

そういった意味で、これからのことでもありますけれども、来年度の概算要求にお

ける概算要求組替え基準、その中の元気な日本復活特別枠にこの文教施設整備の耐震化、老朽化対策事業、この予算の確保を位置付けるべきだと私は思いますけれども、文科大臣の今後の御決意をお伺いしたいと思います。

○**国務大臣**（川端達夫君）　ありがとうございます。

小中学校の耐震化の必要性はもうここで改めて申すまでもないというふうに思っております。同時に、先ほども申し上げ、今委員もお触れいただきましたけれども、概算要求基準の中でも、安全、安心の確保、それから教育水準の向上等々が元気な日本をつくる柱の一つであるというふうに認識しております。

特別枠という整理と全体の一般の要求枠とありますが、どういう形にするかというのはそれぞれこれからの検討事項でございますけれども、間違いなく耐震化が更に進んでいって、一日も早く安全確保が向上するようというのをしっかりとわきまえて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○**辻泰弘君**　文科省のお取組を強くお願いを申し上げておきたいと思いますが、総理もこの耐震化については財務大臣のころから行きがかりがあるんでございますので、是非、最終決定者ということになっているようでございますけれども、このことについても思いを持って御対処いただくように改めて御要請を申し上げておきたいと思っております。

それで、次に新型インフルエンザのことでお伺いをしておきたいと思っております。

新型インフルエンザは昨年五月十六日に私の地元の神戸で初めての感染者が出たということがございまして、当時、私は民主党の兵庫県連代表をしておりました、また総理は当時の民主党本部の新型インフルエンザ対策本部長というお立場にあつて、あの折、御要請を申し上げたり、御報告をしたりしたことがあったわけでございますけれども。以来、発熱外来とかワクチン接種などの取組が全国的になされまして、もちろん被害はあったわけではございますけれども、結果としてそういった被害も最小化できたのではないかとというふうに私は思っておりますけれども、この新型インフルエンザ対策に対して総括的に長妻厚生労働大臣から御所見をお伺いしたいと思っております。

○**国務大臣**（長妻昭君）　まずは、この新型インフルエンザでございますけれども、まだその第二波が来ないという確証はございませんので、これは怠りなく今後とも対応しなければいけませんけれども、ピークは過ぎたというふうには認識をしております。

この間、本当に国民の皆さん始め医療関係各位の大変な御支援、御協力に改めてこの場を借りて感謝を申し上げる次第であります。

そして、いろいろその後の観点、論点がございまして、このワクチンについて、これが在庫となっているということも指摘をされておりました、医療機関にあるワクチンの在庫が二百五十七万回分、約三十八億円が医療機関がお買いになったんで

すが、今余っているということで、これについて製造販売業者、販売会社、卸売販売業者それぞれ御理解をいただいて、これを買戻していただくというような合意もできましたので、これについてもお知らせをしていきたいというふうに考えております。

そして、次なる備えは、強毒性の鳥インフルエンザということについて、今後その兆候が出たときには、これは被害、死者、これは今回の弱毒性の新型インフルエンザに比べ物にならないぐらいの被害の可能性もございますので、この強毒性の鳥インフルエンザにつきましましては万全の備えを今準備をしているところでございますので、今後とも御指導を賜ればと思います。

○辻泰弘君 今、長妻厚労大臣からのお話にもあったわけですがけれども、二百数十万回分のワクチンが医療機関の在庫として残っていると、こういう状況が現実にあるわけでございます。

これについて、厚生労働委員会でも御質問をさせていただいたことがございますけれども、接種の実施主体が国である、そしてその委託を受けて医療機関が接種をしたものである限り、最終的に残った分はやはり買い上げるといいますか、買戻すということを認めるべきだと、こういったことを申し上げて今御付言いただいたことにつながっているわけですがけれども、そのことについての具体的な手法、手続、時期、総額、こういったことを、近々に行われるやに聞いているものですから、そのことを御説明をいただきたいと思っております。

○国務大臣（長妻昭君） この医療機関に在庫となっている新型インフルエンザワクチンであります。これは今おっしゃっていただいたように、辻委員からも、これについての何とか医療機関の負担を減らすような努力ができないのかということで、その時点で御質問いただいたときは検討中とお答えいたしましたけれども、関係各業者といろいろお話をし、本当に有り難いことにその業者の御負担で買い取っていただくということで基本的な調整が付きまして。そして、この調整の最終的な詳細がもう近々決まりますので、遅くとも九月末までには、具体的にどのようなやり方でどういう形で買い取るのか、速やかに関係者にお示しをしていきたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 御対応いただいたことに心から感謝を申し上げ、今後とも御対応いただきますように、そして周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げておきたいと思っております。

それでは次に、臓器移植法改正のことについてお伺いしておきたいと思っております。

これは、昨年、私が参議院の厚生労働委員長をさせていただいているときに参議院で審議をし、本会議に中間報告という形で報告をさせていただいて、その結果、共産党の方以外は党議拘束がない形で議決をしたということだったわけでございます。

過般、朝日新聞に私は投稿をさせていただいたこともございますけれども、大事なポイントですので厚労大臣にちょっとお伺いしておきたいと思うんですが、改正臓器移植法は、臓器移植の場合に限り脳死は人の死とする、そして同時に、そのことの裏返しですけど、脳死は一律に人の死とするものではないということに尽きるわけですが、そのことについて改めて厚労大臣、御確認をさせていただきたいと思います。

○**国務大臣**（長妻昭君） 今御指摘いただいた点は、辻委員におかれましては新聞紙上などでもそういうことを周知をさせていただいております。まあ医療機関等はそのことについては御存じだと思いますが、一般国民の皆様方に誤解がこれはあってはならないというふうに考えておきまして、再度申し上げますけれども、この改正臓器移植法が施行後も、基本的には施行前と同じように、脳死がこれは一律に人の死とするものではないということでありませう。

脳死が人の死であるのは、臓器移植に関する場合だけそういう考え方を取らせていただくということで、一般の医療現場で一律に脳死を人の死とするものではないということを我々も繰り返し申し上げて、周知に努めていきたいと考えております。

○**辻泰弘君** そして、昨年改正法は附則において、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう必要な措置を講ずるということを定めていたわけですが、このことについてどのように対応されたか、お伺いしたいと思います。

○**国務大臣**（長妻昭君） これについても、今、昨今虐待の問題、本当に痛ましい事件が起こっております、それについて我々も怠りなき対応を取っておりますけれども、今おっしゃっていただいた臓器移植に際しての虐待問題ということでございます。

虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないように必要な措置を講ずるということで改正法で規定をされておきまして、三つございますけれども、一つは、虐待防止委員会等を設置を病院の中にしていただく体制を整備をしていただく。そして、そういう体制の下で虐待の疑いの有無をきちっと二重にも三重にも確認をしていただく。そして三番目としては、虐待の疑いのある児童からは臓器の摘出は行わない。こういうようなことで、詳細なガイドラインを定めて今周知を図っているところであります。

○**辻泰弘君** 同時に、大事なポイントなんですけれども、脳死下における臓器移植が適正に行われていたかを調べる検証会議というのがあるわけですが、これが一年以上休眠状態で、二〇〇七年五月以降、検証が滞っているという状況がございます。早急に会議を再開し検証を継続すべきと考えますが、これについて厚労大臣、いかがお考えでしょうか。

○**国務大臣**（長妻昭君） これについても、臓器移植の事例に係る検証会議というのできちっと臓器移植が行われた案件一つ一つを、それが適正かどうかを検証するという会議でございますが、これが改正法案の作業等で開かれていなかったということで、これについて、九月上旬をめどに開いてその間の検証を行っていきたいというふうに思っております。

そして、今後数が増えてくるということにかんがみまして、十五歳以上の提供事例と十五歳未満の提供事例についてその確認の手法を若干変えて、かなり多い方々の事例を速やかに検証できるような、そういう改善の体制も今考えているところであります。

○**辻泰弘君** そのことと関連することで、日本の乳幼児死亡率についてお伺いしていきたくは思うんですけども、日本の場合、生後二十八日未満の新生児死亡率は世界で一番低い、第一位ということでございます。また、ゼロから十一か月の乳児死亡率は世界第三位の低さと、こういうことなんですけど、しかるに、一歳から四歳の幼児死亡率は世界、OECDの中かもしれませんが、二十一位と、こういうことになっているわけでございます。

そういった意味で、そこだけすごく悪いという状況があつて、なぜかということがあるわけですが、これについての理由とこれに対する対策について、厚労大臣、御所見をお伺いしたいと思います。

○**国務大臣**（長妻昭君） これについても、今御指摘いただきましたように、これだけ日本は医療が進んでいると言われておりますけれども、我が国は、一歳から四歳の幼児の死亡率はOECD三十か国で平均より死亡率が高いという事態となっております。

これについてはやはり小児科の体制というのを、これまで医療崩壊というようなことも言われておりましたけれども、これを立て直さなきゃいけないということで、今年の四月一日、診療報酬を十年ぶりに上げるということをさせていただいて、特に小児科に、あるいは産婦人科もそうなんですけど、特に小児科に着目をして診療報酬で手厚くそこにお金を付けていく、設備も更新していただくということを考えたわけでありまして。

一つは、救急の入院料について小児加算ということでお子さんの救急外来を充実をさせるというのを新たに設け、あるいは重篤なお子さんの救急患者を二十四時間体制で受け入れる小児救命救急センターの運営費の財政支援、これについても強化をする。あるいは、小児集中治療室、PICUというんですけど、私もこの前見に行つてまいりましたけれども、そういう治療室の財政支援も強化をしていくなどなど、私はこれから小児科についても、一定程度医療崩壊と言われる状態が止まって、更に我々改善措置を講じてこの死亡率を下げるべく取り組んでいきたいと考えております。

○辻泰弘君 今後とも、救命救急医療の体制充実に向けて、また臓器移植の国民に対する理解、普及に向けてお力添えいただきますようお願い申し上げておきたいと思えます。

それに関連しますけれども、児童虐待防止法に関連して、最近、大阪市において母親が二人の幼児を自宅に放置したまま家に戻らず幼児が死亡に至った事件というのが発生をいたしました。これに関連する児童虐待防止法なんですけれども、これは平成二十年から法改正をされて、解錠、扉をつぶしてでも入るという意味ですけれども、解錠を可能とする新たな立入り制度が創設されておるわけですが、これについては、強制立入りが裁判所の許可を得るまで要件が厳しい、人手不足の中で実際には行使しづらいと、こういった指摘もあるわけですが、この児童虐待防止法についての法改正を含めた制度的見直しについて、厚生労働大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣（長妻昭君） まず、先日の大阪の大変痛ましい事件を受けまして、八月の二日に事務方を招集をして自治体にお願いの通知を出しました。

といいますのは、今おっしゃっていただいた平成二十年の四月から改正児童虐待防止法が施行されまして、強制的にある意味ではかぎを、合いかぎ等で開けて中に強制的に立ち入ると、これが一定の要件でできるようになりましたものの、平成二十年四月以降、強制立入りは三件しかないということで、この数自体いろいろ評価はあると思うんですが、やはり立ち入るべき案件がもっとあるんじゃないかということで、そのお願いを八月二日に全自治体にもう一回、その法律の趣旨を考えて立ち入るべきはそういう手続を進めていただきたい、すべての案件をもう一回見直していただきたいということを申し上げたわけでありませう。

それと同時に、現状把握しなければいけないということで、確かに今おっしゃっていただきましたように、強制立入りの場合は裁判所の許可が要るということで、その親御さんの名前も分からなければならぬということで、その手続が果たしてハードルが高過ぎるんじゃないかという声もいただいておりますが、ただ、その前の段階の取組自体、御近所にもよくお話を聞いていただいたり、あるいはお母様が働いている職場はどこなのか、それも、例えば大家さんあるいはその建物の所有者等によくよくお伺いするというようなそのステップ自体にもこれは抜けている点があるケースも多々あるというふうに考えておりますので、その事前の対応をきちっと確保する。

そして、法的にその手続のハードルが高ければそれを改善をするということで今考えておまして、今月、全国の児童相談所の所長さんを東京にお集まりいただいて、そしてその場で意見交換をして、具体的にどういう方策を取るのかという対策を、速やかに抜本対策を打ち出していきたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 是非その線でお進めいただきたいと思えます。

そしてもう一つ、少子高齢化社会における苦悩ということになるかと思えます。



けれども、逆に高齢者の方々の問題で、今全国で百歳以上の高齢者の所在不明の方々が相次いでいるという問題があるわけですが、これについて厚生労働省としてはどのように対処していかれるか、お伺いしたいと思います。

○**国務大臣**（長妻昭君） これについては、長寿社会、世界一の長寿国の日本だと、こういうふうに言われていながら、その実態、百歳以上の方が行方が分からないということは、大変これ行政の責任も大きいというふうに考えております。まずは、実態を把握をして対策を打っていかうということで、三つ今調査をしております。

一つは、百十歳以上で年金を受給されておられる方が全国で百人以下の方でありますので、これについては、もう今から年金事務所の職員等がそこにお邪魔をして、そこに、住所におられなければどこにおられるのか、ずっと最後まで追跡調査をしていくと。全体像として何%ぐらいの方がどういう状態になっているのかというのを今月中にこれは発表をいたします。

もう一点といたしましては、厚生労働省の補助金で百歳になった方々に記念品をお贈りする、そういう事業を今全国で実施をしております。九月が敬老の日でございますので、ちょうど九月に合わせて、全国の自治体の職員の方がそういう百歳の誕生を迎えた方に九月、それをお渡しをするということでもあります。今まで郵送でお渡ししていた自治体もあるやに聞いておりますので、これについては必ず御本人に確認をして、その記念品をお渡しをしてほしいということについてお願いをし、本日正式に通知を出す予定にしております。

そして、三つ目といたしましては、これはサンプル調査をこれまでもしております。現況届とあって、年金を受給している方が本当に御存命なのかどうか、その方にはがきを出して、返信用のはがきでそれをお答えをいただくということをしておりますけれども、それが本当にそうなのかということで、サンプル調査、八百人の方を抽出をいたしまして、全戸の戸別訪問を日本年金機構の職員がもう終了いたしました。そして、何%ぐらいが御存命でないのに年金を受給されておられるのかということについては、これは八月のお盆明けぐらいにはそのサンプル調査の結果も出ますので、この三つの調査というか、現状把握の手法で今後行政の抜本対策を検討していきたいと考えております。

○**辻泰弘君** 総理、ちょっとお伺いしたいんですけれども、今の児童虐待のことで百歳以上の方々の所在不明ということがございました。これは家族のきずな、地域のきずな、人のきずなというか、そういったものが今の社会の中で崩壊しているといえますか、そういった状況になっている結果でもあろうかと思うんですが、このことについて総理はどのようにお考えでしょうか、見ておられるか、御所見をお伺いしたいと思います。

○**内閣総理大臣**（菅直人君） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、今、人々の孤立化というのがいろんな形で進んでいて、特に高齢者の方の場合は家族と

の関係が当然ある方が普通なわけでありますが、そういう、今どこにおられるか分からない、また子供といえば普通は親が自分の場合によっては命に代えても守るといふ、本来そういうものだという認識もあったわけですけれども、そういうものも大変崩れていると。

それは個々の関係者のこともありますが、社会全体が何かそういう人間の関係性をずたずたにする要素がやはり強かったのではないかと思っております。その原因を私が専門家的に分析することはできませんけれども、やはり貧困ということもありますけれども、単に貧困が原因というよりも、いろいろな人間と人間のつながりそのものが希薄になってしまっている。

ちょっと、余り長い答弁もあれですが、私の母親は今八十八歳なんですけど、おやじがもう亡くなって十年以上になりますけど、米寿になったときに、おやじがかつて勤めていた会社の後輩というか、その人たちももう八十近いんですが、十人ほど集まってくださって、米寿をお祝いをいただきました。そういう、会社の中でもかつては一つの共同体のような感じで人間関係が、場合によったら親類と同じようにつながっていることもあったんですけども、とにかくいろんなところがずたずたになってしまったのがこの十年、二十年の傾向ではないかと思えます。

そういった意味で、何とかそういうものの、人間のつながりをもう一回つなぎ合わせていくと。これは鳩山前総理が新しい公共という形でNPOの活動などいろいろな活動に力を入れておられましたけれども、そういうことも含めてやっていく必要がある。

また、この間、強い人は、ある意味でお金がある人は自由がある、あるいはいろんな力がある人は自分のやりたいことができるけれども、逆に弱い立場の人がますます孤立化していくような、そういう制度的な問題もあるいはあろうかと思えます。例えば派遣労働なども、職場の中ではなかなか友達ができにくいわけでありますから、そういった労働の在り方も含めてもう一度考え直す時期に来ているのではないかと、こんなふうには受け止めております。

○辻泰弘君 では、時間の関係で次に進めさせていただきますけれども、新成長戦略について関連してお伺いしたいと思います。

まず一つは医療のことで、いわゆる医療の産業化、医療ツーリズムと言われるような取組の一面もあるわけがございます。過般の六月の「新成長戦略」について」という中にも、外国人医師等による国内診療を可能とするなどの規制緩和を行う、円滑な外国人患者の受入れを図る、海外プロモーションなどの受入れ推進体制を整備すると、こういったこともあるわけですけれども、こういった、医療の産業化という言い方がいいのかどうか分かりませんが、医療ツーリズムというのは厚生労働省としては使わないということが答弁でもございますけれども、いずれにいたしましても医療の周辺の産業化というものは私はあるだろうし、医療にかかわる雇用の増大というものはある、そのことは十分理解するんですが、医療の中身自体に競争原理を導入したり経済産業の一つの分野と位置付けるのは少し私は違うんじゃない

かと、このように思っております。

そこで、厚労大臣と経産大臣にお伺いしたいんですけれども、私は、今でも大変な状況の中で、やはり国内医療の余裕があくまでも前提でなければならないと、このように思うことが一つ。それから、医療の分野に利潤追求の論理や風潮を持ち込んで서는ならないと、このことが一つ。そしてもう一つは、医の倫理にもとることがあってはならないと、こういうふうに私は思っております。こういったことを踏まえつつ、医療の関連する周辺部分の産業化的なものはあると思うんですが、そのことについて厚労大臣、経産大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○**国務大臣**（長妻昭君） まず、今御指摘いただいた点は、成長戦略の中にも我々も合意をして盛り込んでいただいたものでございます。

例えば、海外の富裕層の方が日本にいられて、日本は世界一の長寿国でありますんで、日本の医療のブランド力というのは世界に冠たるものがございます。その意味で、日本にいられて健診を、最高水準の健康診断を受けられる、あるいは海外では非常にまだレベルの低い、日本ではレベルの高い治療を受ける、こういうようなニーズがあると思います。そのときに、やはり国内のメリットといたしましては、病院でも赤字の病院があるとすれば、そういうところに富裕層の方がいられて、それはもう全額自己負担でありますので、全額自分でお金を払っていただくわけありますので、そういう意味では、その収入に基づいて設備投資をしていただく、医療の質を上げていただく、こういうようなことは考えられます。

ただ、辻委員が言われましたように注意しなければいけないのは、もちろん言うまでもありませんが、日本国民の医療がそれで横に置かれるようなことがあってはこれは絶対ならないわけありますので、一定の余裕の中でそういうような対応をしていただくということで、余りにもその富裕層の方が日本にかなり来て、日本の医療、日本人、日本国民に対する医療が非常におろそかになるような事態になれば一定の歯止めをするということとは当然であるというふうに考えております。

○**国務大臣**（直嶋正行君） 今、厚生労働大臣の方から医療制度との関係をお答えいただきましたが、基本的にその立場は変わっておりません。医療・介護関連サービスは高い成長と雇用の創出が見込まれている分野でございます。我々としても、同分野における産業の育成は国民皆保険に代表される日本の医療制度を維持、充実させるものとなるということをお前提に行うべきものというふうに認識しております。

こういう視点に立って、従来から医療の進歩を支える医療機器、あるいは医療分野における研究開発支援や開発環境の整備等を行ってまいっておりますが、今お話に出ました国際医療交流の推進にも今後取り組んでまいりたいというふうに思っています。

そして、国際医療交流により外国の方が日本の高度な医療を受けやすくなる環境を整備することは、併せまして医療技術の進歩に不可欠な資本や技術の蓄積を可能

にし、日本の医療発展の基盤の強化に資することになるというふうに思っております。私、時々例を挙げて言うんですが、例えば千葉県、ここを例に挙げて言いますと、医療分野というのは本当に雇用の吸収力の広いところでして、千葉には世界で有名な鉄鋼会社始めあまたの企業がございます。一流企業がございますが、今、千葉県で一番雇用をたくさんされているところはそういった有名会社ではなくて、千葉の南の方にあります亀田病院という病院でありまして、ここ数年すごく雇用者数を拡大されています。

したがって、辻委員が御指摘あったように、日本の医療制度というのはきちっと維持をしながら新しい分野としてこういった分野を開拓していこうと、こういう考え方でございます。そのことが先ほど総理から答弁ありました雇用の拡大にもつながってくると、このように思っております。

○辻泰弘君 今の国際医療交流というのは医療ビザというのも発給するというようなことも考えられているわけですが、結果として、例えば生体間移植を国際的に進めるといいますか、家族といっても一夫多妻制の国もあるわけでございます。そういった意味で、生体間移植が本当にそういった意味で医の倫理にもとることなく、臓器売買的な側面を持たずに済むのかという懸念もなきにしもあらずでございます。そういったことも含めて慎重に進めていただくように御要請を申し上げておきたいと思えます。

時間が参りましたので終わりますけれども、今後とも人間のための経済社会、そのことを目指して菅総理以下閣僚の皆様方御奮闘いただきますように心からエールを送らせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。